## 平成 22 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (新設・拡充・延長)

(総務省)

制度名	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の対象事業の拡充及び 延長
税目	所得税、法人税
	過疎地域における製造業、ソフトウェア業及び旅館業に係る特別償却制度を拡充の上、3年間延長する。
要	拡充:対象業種に、情報通信産業等及び農林水産物等販売業を追加 する。
望	(情報通信産業等:有線放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター)
Ø	延長:3年間
内	根拠法令:過疎地域自立促進特別措置法第30条 租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、第45条 第1項の表の第1号、第68条の27、同法施行令第6 条の3、第28条の9、第39条の56
容	機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 (6/100)
	減収見込額 59 百万円 (平年度) (1,626 百万円)

# 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 ع す る 理

#### (1) 政策目的

現行過疎地域自立促進特別措置法が平成21年度末に失効するが、 失効後の立法措置の動向に対応し、新たな過疎対策に取り組む。

過疎地域では引き続く人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには 若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を 誘致し、所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活 用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることが必要であ る。

また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することに よりUJIターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な 居住を選択することができる豊かな社会の実現を図ることが必要であ る。

### (2) 施策の必要性

特例措置の適用期間が延長されることにより、引き続き過疎地域へ の企業や旅館等の立地が促進され、所得水準の向上と雇用の増大を図 るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活 性化を図ることが可能となる。

過疎地域においては、雇用の機会が非常に不足し、若年層を中心と した人口減少が進んでおり、雇用の機会を確保するためには、これま での対象事業に加え、過疎地域の地理的不利性の中でも収益を上げる ことが可能、かつ、雇用吸収力の高い、情報通信産業等及び農林水産 物等販売業の振興が不可欠である。

情報通信産業等は、通信基盤の整備及びその利活用は、過疎地域の 地理的不利性を克服する上で極めて重要であり、また、当該業種は労 働集約型であることから、専門的な技術を持つ者を中心として高い雇 用吸収力が認められる。これまでの対象事業に加え、過疎地域が抱え る地理的不利性に関わらず競争力を持つことが可能な情報通信産業等 の振興に取り組む必要がある。

農林水産物等販売業は、過疎地域で生産された農林水産物を地域外 の者へ提供することにより農林水産業の振興、観光業との連携、地域 間交流の推進が図られ、地域の活性化につながるものである。

#### (3) 要望の措置の妥当性

過疎地域は他の条件不利地域と同様、鉄道網、道路網等の交通体系 等さまざまなハンディキャップを有する地域である。所得税・法人税 の特別償却制度は、人口減少、高齢化、若年者の流出に悩む過疎地域 において、企業や旅館等の立地が促進され、所得水準の向上と雇用の 増大を図ることが可能となる。

このような地域においては、地域活性化・雇用促進資金等の低利融 資制度と組み合わせて一層の効果が期待でき、本制度の拡充及び延長 は極めて有効である

新 設

由

	政策評価体	22 年度概算要求における政策評価体系図
	系における	【基本計画(19年11月策定、21年4月改正)】
		Ⅱ. 地方行財政
今	位置付け	2. 地域振興(地域力創造)
		地域の活力の低下がみられる過疎地域において、若者定住促進を中
回		心とした産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と
		雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地
の		域の活性化を促進するものとする。
	政策の	また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することに
要	達成目標	よりUJIターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な
安		居住を選択することができる、豊かな社会の実現にも資するものとす
		る。
望		
	TO TY 44 DOLLH	9,999 千人(平成 22 年)
1=	租税特別措	3年間
	置の適用又	
関	は延長期間	
		期間中に①若者定住やUJIターンの促進、②所得水準の向上、③雇
連	同上の期間中	用の増大が図られることが期待される。
廷	の達成目標	
	少铁曲胡毛口	9,999 千人(平成 22 年)
す	当該要望項目	事業用資産の買換特例(過疎法第29条、租特法第37条及び第6
_	以外の税制上の土壌世界	5条の7、第68条の78)
る	の支援措置	
	予算上の措置	なし
事	等の要求内	74 C
	容及び金額	
項	上記の予算上	なし
	の措置等と要	4 C
	望との関係	
	全との関係	
		市町村及び都道府県が策定した過疎地域自立促進計画に基づいて過
		疎対策事業を実施することにより、過疎地域の自立促進を達成するも
_	政策の	のと考えられる。平成19年度の後期(H17~H21)過疎地域自立促進
こ れ	達成状況	計画の進捗率は実績額で都道府県が65%(計画額68%)で、市町
まで		村は44%(計画額51%)である。進捗率は着実に伸びており、過
O I		疎地域の自立促進が図られている。
祖   税		【過去の適用実績(H18~H20)】 ************************************
特则	租税特別措置	特別償却額 件数   H18 7, 160 百万円 704 件
措	の適用実績	H19
までの租税特別措置の		H20
適田	租税特別措置	本制度の実績としては、平成18年度には21億円、平成19年度
実	による政策	には11億円、平成20年度には15億円と確実な利用があり、過疎
績   と	の達成目標の	地域の所得水準の向上、雇用の増大という政策目的において、着実に
適用実績と効果に関連する事項	実現状況等	効果があるといえるところである。
末に		地域の活力の低下がみられる過疎地域において、若者定住促進を中
関連		心とした産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と
ず		雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地
事	前回要望時	域の活性化、さらには自立を促進するものとする。
項	の達成目標	また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することに
		よりUJI ターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な
		居住を選択することができる、豊かな社会の実現にも資するものとす
		る。

前回要望時 からの達成度 及び目標に 達していない 場合の理由	製造業及び旅館業の誘致育成が進展し、若者定住やUJIターンの促進、所得水準の向上、雇用の拡大が図られているところである。
これまでの 要 望 経 緯	昭和 45 年創設 平成 2 年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加。 (直近 10 年) 平成 7 年度:適用期限の5年延長要望→2年延長 平成 9 年度:適用期限の3年延長要望→2年延長 平成 11 年度:適用期限の1年延長要望→1年延長 平成 12 年度:適用期限の10年延長要望→1年延長 平成 12 年度:適用期限の10年延長要望→2年延長 平成 17 年度:適用期限の5年延長要望→2年延長 平成 19 年度:適用期限の3年延長要望→2年延長 平成 19 年度:適用期限の3年延長要望→2年延長 平成 21 年度:適用期限の1年延長要望→1年延長